

1 「看護学生」が利用できる支援制度(奨学金)										
市町村名	名称	対象者	(その他)	募集人数	募集時期	貸与月額	他との併用	返還免除	担当・問合せ先	備考(返還免除内容等)
村上市	村上市奨学金制度	全ての大学・専修学校	専修学校は専門課程のみ	予算の範囲内	1月～2月末	7万、5万、3万円	可※1	有※2	教育委員会 学校教育課未来の学校創造室 0254-75-8033	※1 日本学生支援機構、新潟県等、他の無利子奨学金を受けていない者が対象 ※2 死亡した場合又は心身障害のため返還不能若しくは困難であると認められる場合は、返還金の全部又は一部を免除  <a href="https://www.city.murakami.lg.jp/soshiki/76/syougakukinn.html">https://www.city.murakami.lg.jp/soshiki/76/syougakukinn.html</a>
関川村	関川村奨学金	全ての大学・専修学校		10名程度	4/1～4/30	3万・4万・5万のいずれかを選択	可※	有※	教育課学校教育班	※申請時、他の無利子の奨学金の貸与が決定していない者 ※卒業後、村に住所を有し、現に居住していること。 返還期間に相当する10年間又は返還年度の満了する年度までこの状態が続くと認められること
粟島浦村	粟島浦村奨学金貸付条例	全ての大学・専修学校		予算の範囲内	2月末	高等学校 3万円 大学 3万円又は5万円	可	有	教育委員会奨学金係	【免除要件】 医療福祉保育系の資格者は、卒業後5年以内に村に就職し、週30時間以上5年間連続で勤務したとき、全額免除
新発田市	(公財)新発田育英会緊急援助資金貸付事業	全ての大学・専修学校		若干名	随時	年額36万円以内	可	無	教育委員会生涯学習課 新発田育英会	【要件】保護者の家計の急変により学業継続が困難な市内居住の高校生以上の学生(専修学校生を含む)
胎内市	胎内市奨学金貸与基金	全ての大学・専修学校		全体で6名程度	2月	最大10万円	可	検討中	胎内市教育委員会 学校教育課 庶務係 0254-47-2711	奨学生又は奨学生であった者が、奨学金返還の完了前に死亡し、又は重度障害の状態のため、その奨学金の返還未済額の全部又は一部について返還不能又は困難であると認めるとき
聖籠町	聖籠町育英資金貸与制度	全ての大学・専修学校		予算の範囲内	2月～3月	4万円以内(自宅から通学)、6万円以内(自宅外から通学)	可※	無	聖籠町教育委員会 子ども教育課学校支援係 0254-27-2111	給付型の奨学金のみ併用可
新潟市	新潟市奨学金	短期大学 専修学校(専門課程) 大学 大学院		55名程度	6月中旬から7月中旬	年額40万円	可	有※	新潟市教育委員会 学務課	※返還特別免除制度…この奨学金を借りた人が大学などを卒業後、新潟市に居住し働いて市民税を納めた場合に、返還額の一部を免除する制度 【当年度免除額】当年度の返済額の1/2の額 【最大免除額】40万円(借りた額の1/4まで) 【免除利用期間】貸付が終了し、最大免除額に達するまで

1 「看護学生」が利用できる支援制度(奨学金)										
市町村名	名称	対象者	(その他)	募集人数	募集時期	貸与月額	他との併用	返還免除	担当・問合せ先	備考(返還免除内容等)
五泉市	五泉市奨学金貸付制度	全ての大学・専修学校、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校、短期大学、専門職短期大学、専門職大学、大学院	高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校、短期大学、専門職短期大学、専門職大学、大学院	制限なし	3月1日から随時	・高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校(1～3年生)及び専修学校の高等課程: 1万円 ・短期大学、高等学校(専攻科)、専門職短期大学、高等専門学校(4、5年生・専攻科)、専修学校の専門課程: 2万円 ・大学、専門職大学、大学院: 3万円	可	有※	五泉市教育委員会 学校教育課 学務係 0250-43-3911(内線358) ※奨学金以外の問い合わせについては、健康福祉課	次のいずれかに該当するときは、奨学金の全部又は一部の償還を免除することができる。 ①死亡したとき。 ②精神又は身体の障害により労働能力を喪失したとき。 ③看護に関する資格(看護師、准看護師、保健師、助産師)を取得して卒業後五泉市内の医療機関等に就職し、その資格に基づく業務に3年以上従事する者 3年/半額減免、5年/全額減免(平成20年4月1日以降の貸付金が対象) ④卒業後、五泉市内に継続して居住し、一定期間経過した者(令和3年4月以降に償還を開始した者が対象)1年経過ごとに申請年度の償還予定額の半額(上限7万2千円)を減免 10年償還者: 最大5回まで/5年償還者: 最大3回まで減免申請可能
阿賀野市	阿賀野市奨学金	全ての大学・専修学校、高等専門学校、高等学校		予算の範囲内	令和8年1月5日～令和8年3月23日(必着)	大学・短期大学・専修学校(専門課程)・高等専門学校 第1月40,000円(入学準備金300,000円) 第2月50,000円(入学準備金500,000円) 高等学校・専修学校(高等課程) 第1月15,000円(入学準備金100,000円) 第2月30,000円(入学準備金300,000円) ※第1又は第2のどちらかを選択 ※入学準備金は、希望制で入学時のみの貸与	可	有※	阿賀野市教育委員会 学校 教育課 教育総務係 0250-62-2790	本人が死亡又は心身に著しい障がいを受け、労働が困難になり生計維持の途を失った場合など特別の事情があると認められるとき、返還未済額の全額又は一部について返還免除となる場合あり。
阿賀町	阿賀町看護師等奨学金貸与	保健・医療・福祉系の大学・専修学校		制限なし	随時	2万円	可	有※	阿賀町こども・健康推進課 0254-92-5762	保健・医療・福祉に関する資格(看護師、保健師、理学療法士、社会福祉士、介護福祉士等)を取得して卒業後阿賀町内の保健・医療・福祉施設に就職し、資格に基づく業務に一定期間従事すると返還不要
	阿賀町就学金貸付制度	高等専門学校(4学年以上)、専修学校の専門課程、短期大学、大学、大学院	高等学校、特別支援学校の高等部、中等教育学校の後期課程、高等専門学校1～3学年)、専修学校の高等課程	制限なし	随時	6万円以内	可	有※	阿賀町教育委員会 学校教育課 0254-92-2561	大学等を卒業後、町内に5年間住所を有し、かつ居住した時は願い出により返還を免除することができる。

1 「看護学生」が利用できる支援制度(奨学金)										
市町村名	名称	対象者	(その他)	募集人数	募集時期	貸与月額	他との併用	返還免除	担当・問合せ先	備考(返還免除内容等)
三條市	三條市諸橋徹次博士奨学金制度(看護職員奨学金)	看護系のみ		10名程度	令和8年4月1日から 令和8年5月22日	5万円	可	有※	三條市福祉保健部 健康づくり課健診係 0256-34-5443	【返還免除要件】 次のいずれも満たす場合 (1)看護学校等を卒業し、1年6か月以内に看護職員の免許を取得している。 (2)看護職員の免許を取得後、継続して、又は直ちに本市に住居登録していること。 (3)看護職員の免許を取得後、直ちに特定医療施設等(※)において当該免許をいかした業務であって市長が必要と認めるものに5年継続して従事している。  ※特定医療施設等: 県央圏域に所在する医療施設など法令等で看護職員の配置が義務又は努力義務の施設
	三條市諸橋徹次博士奨学金制度(大学生等奨学金)	全ての大学・専修学校		20名(うち5名は三條市立大学の学生の募集枠)	令和8年3月13日から 令和8年4月14日	年54万円以内(半年毎に貸与)	可※	有※	教育総務課 0256-45-1111	※ほかの制度から同種(貸与型)の奨学金を受けている場合は不可。 ※卒業後、次の条件を全て満たしている場合、当該年度の返還未済額の返還を免除します。 (1)三條市内に住居登録し、居住している。 (2)事業所の常勤労働者として、1年以上継続して従業している。
加茂市	加茂市看護職員奨学金	看護系(保健師、助産師、看護師、准看護師)のみ		6名	毎年3月	5万円	可※	有※	健康福祉課 0256-52-0080	※加茂市奨学金貸付制度との併用不可。 ※卒業後、1年6か月以内に看護職員の免許を取得し、直ちに市が指定する医療施設等に看護職員として5年以上継続して勤務した場合は償還を免除。
	加茂市奨学資金貸付制度	全ての大学 専修学校		18名程度	毎年3月 (予算の範囲内で追加募集あり)	短大生(専門学校) 自宅通学 2万円以内 自宅外通学 2万8千円以内 大学生(大学院) 自宅通学 2万7千円以内 自宅外通学 3万円以内 ひとり親世帯など、増額貸付の条件に該当する方は、貸付月額の倍まで増額貸与可能	可	有※	学校教育課 0256-52-0080	償還10年以内(増額貸付を受けた場合は20年以内)(無利子) ※奨学金が、奨学金返済完了前に死亡、疾病その他特別な事由により、返済が困難であると認められるときは、奨学金の一部又は全部の返済を猶予又は免除。
燕市	燕市奨学金	全ての大学院・大学・専修学校、高専・高校		予算の範囲内	2月中旬～4月上旬	大学院・大学・短大・専修学校 → 2万円・3万円・4万円から選択 高等専門学校 → 2万円・3万円から選択 高等学校 → 2万円・2.5万円から選択	可	有※	燕市教育委員会 学校教育課 指導係 0256-77-8191	奨学金の返還を完了する前に死亡し、又は重度心身障害のため労働能力を喪失し、返還が困難と認められるとき
	燕市看護職員修学資金貸与制度	看護系のみ		限定はされていません(予算の範囲内)	2月中旬～4月上旬	月額 3万円・4万円・5万円から選択	可	有※	健康福祉部健康づくり課 0256-77-8182	卒業後直ちに、看護職員として、済生会県央基幹病院または、県立吉田病院に継続して5年間従事すると全額免除

1 「看護学生」が利用できる支援制度(奨学金)										
市町村名	名称	対象者	(その他)	募集人数	募集時期	貸与月額	他との併用	返還免除	担当・問合せ先	備考(返還免除内容等)
弥彦村	弥彦村看護職員修学資金貸付金	看護系のみ		予算の範囲内	随時※年度途中の申請は遡及しない	3万円・4万円・5万円	可	有※	弥彦村健康推進課 松田 0256-94-3139	看護職員の免許取得後、県央基幹病院、燕市内の病院及び弥彦村内診療所において5年間継続して従事すると全額免除
	弥彦村奨学金	・県内の高等学校および高等専門学校 ・全ての大学および専修学校		予算の範囲内	随時※年度途中の申請は遡及しない	1万5千円・2万5千円・3万円	可	無	弥彦村教育委員会 こども教育課 0256-94-1021	
長岡市	公益財団法人長岡市米百俵財団奨学金貸付制度	大学 短期大学 専修学校(専門課程) 高等専門学校専攻科	学力、所得の基準有	予算の範囲内	1次:12月~1月頃 2次:3月頃	・奨学金 3万円、5万円、7万円から選択 ・入学一時金 10万円、20万円、30万円、40万円、50万円から選択	可※	有※	公益財団法人長岡市米百俵財団事務局 (地方創生推進部ミライエ長岡企画推進室内)	※ 給付型のみ併用可、貸与型は併用不可 ※ 本人が死亡したとき、又は心身障害等のため返還が不能若しくは著しく困難となったときは奨学金の一部又は全部の返還を免除することがあります。 <a href="https://kome100.or.jp/business/">https://kome100.or.jp/business/</a>
小千谷市	小千谷奨学会奨学金	全ての大学・専修学校、高等専門学校、高等学校		30名程度	1月下旬から3月中旬	大学・専修学校 2.5万円(自宅通学)／3万円(自宅外通学) 高等学校 1.5万円	可	無	公益財団法人小千谷奨学会事務局(小千谷市教育委員会教育・保育課内)・0258-83-3519	卒業後10年以内に年賦または月賦返還(無利子、返還猶予の制度あり)
見附市	見附市奨学金	全ての大学・専修学校		12名程度	12月~1月頃	3万円	可	有※	見附市教育委員会 学校教育課 0258-62-1700(内線432)	免除要件(前年度収めた市民税の1/2を免除※上限36,000円) ①見附市に住所を有する②前年度に見附市市民税を収めている③返還を怠ったことがない④卒業後7年が経過していない⑤返還特別免除を受けた回数が5回を超えない
出雲崎町	出雲崎町奨学金	大学 短期大学 専修学校(専門課程で2年以上) 高等専門学校		5名程度	12月上旬~3月下旬	県内大学等 3万円 県外大学等 5万円	可	有	出雲崎町教育委員会教育課 学校教育係	・奨学金の貸与を受けた者が返還の完了前に死亡したとき。 ・重度の心身障害等のため返還が困難なとき。 ・その他、真にやむを得ない事由により返還が困難なとき。
	新規出雲崎町定住促進奨学金	大学 短期大学 専修学校 高等専門学校		10名程度	2月上旬~3月下旬	年額120,000円	可	有	出雲崎町教育委員会教育課 学校教育係	卒業又は退学後、出雲崎町内に3年在住で全額返還免除。死亡又は心身に重度の障害を有した等の特別の事情がある場合。
柏崎市	柏崎市奨学金	全ての大学・専修学校		25名	2月1日~3月31日(予定)	6万円以内	可	有※	柏崎市教育委員会 教育総務課 総務企画係 0257-21-2360	・貸与型奨学金(無利子) ・専修学校は、専門課程で就業年限が2年以上であること ・本人が死亡した場合、重度障害になった場合等、返還免除有 ・学校教育法による大学等が対象
刈羽村	刈羽村奨学金	備考に記載	備考に記載	上限なし	毎年8月・3月(在学学生は随時)	自宅通学:上限7万円、自宅外通学:上限10万円、高校:上限3万円	可	無	刈羽村教育委員会教育課 0257-45-3933	・全ての大学(大学院、短期大学を含む)、専修学校(専門課程、専攻科に限る)、高等専門学校、高等学校 ・月額のほかに入学一時金あり 大学・大学院:上限500,000円、短大・専門・高専:上限300,000円、高校:なし

1 「看護学生」が利用できる支援制度(奨学金)										
市町村名	名称	対象者	(その他)	募集人数	募集時期	貸与月額	他との併用	返還免除	担当・問合せ先	備考(返還免除内容等)
魚沼市	魚沼市医師・看護師等 修学資金貸与制度	全ての大学・専修学校		若干名	10月25日～1月31日	看護師等 5万	可※	有※	魚沼市 健康増進課 025-792-1436	○他との併用 …魚沼市奨学金、他市町村修学資金との併用は不可 ○返還免除要件 …看護師等(保健師、助産師及び看護師)→貸与期間×1.25倍 の期間、市内医療機関又は介護事業所等に從事することで全 額免除  <a href="https://www.city.uonuma.lg.jp/site/jinzaisien/2203.html">https://www.city.uonuma.lg.jp/site/jinzaisien/2203.html</a>
南魚沼市	南魚沼市看護師修学 資金貸与制度	市内にある養成学校に通う 者。		若干名	年3回実施予定(4月、 10～12月、2月)	5万円	可	有※	福祉保健部健康推進課 025-773-6811	併用の可否:他市町村の修学資金、南魚沼市奨学金との併用 不可。 免除制度:卒業後ただちに市内の指定医療機関に正職として 従事した時は返還を猶予、またその従事期間が60カ月に達し た時は返還を全額免除。
	南魚沼市立病院等に 勤務する医療技術職員 修学資金貸与制度	学校又は医療技術職員養成 学校に在学している学生。		若干名	1月中旬から2月下旬	5万円	可	有※	南魚沼市民病院 経営企画課人事管理係 025-788-1222	免除制度:卒業後ただちに病院に正職として従事し、かつ卒業 した日から1年以内に医療技術職員の免許を取得した時は返 還を猶予、またその従事期間が貸与期間に達した時は返還を 全額免除。
湯沢町	湯沢町奨学金制度	全ての大学・専修学校、大学 院、高校等	大学院、高校 等	無し(予算の範囲 内)	3月	5万円以内	可※	有※	教育課教育係	併用:併用の場合、月額50,000円以内かつ他の奨学金との月 額合計100,000円以内 返還免除:死亡又は重度の心身障害で返還不能と認めるとき
十日町市	十日町市看護師、理学 療法士等修学資金	看護師、理学療法士等の全 10職種	看護師、理学 療法士等の全 10職種	若干名	1月中旬～3月中旬まで	2万5千円	可	有※	地域ケア推進課 地域医療 推進係 025-757-3511	別途、市が運用する十日町市奨学金との併用は不可。 ※養成施設を卒業した日から1年以内に看護師等の免許を取 得した上で、その後速やかに、市内において看護師等の業務 に従事し、その期間が3年に達した場合に貸与した修学資金の 全額について返還を免除する。
津南町	津南町医学生等修学 資金貸与事業	将来、町立病院に勤務する意 思のある者	将来、町立病 院に勤務する 意思のある者	若干名	随時 (年度途中の申請の場 合は遡及貸与しない)	7万円	可	有※	津南町福祉保健課健康班 025-765-3114	卒業後、1年以内に免許を取得し、その後正規の修学年数と同 一年数を経過するまでの間に町立病院の職員となり、貸与を受 けた期間または5年のうちいずれか長い期間勤務した場合、返 還免除。
妙高市	妙高市奨学金貸付制 度	全ての大学院、大学、専修学 校		30名以内	10月中旬～12月初旬	5万円以内 (年度当初に1年分を一括支払 い)	可	有	教育委員会 こども教育課学校教育係 0255-74-0037	【免除要件】 次の事項に該当するときは、願い出によって当該年度の返還 額の50%を免除する減免制度の適用を受けることができる。 ①妙高市の住民基本台帳に登録していて、かつ市内に居住し ている者 ②転入の場合は、卒業の日以後、卒業の日の属する年度から 5年以内に妙高市の住民基本台帳に登録し、引き続き居住して いる者  <a href="http://www.city.myoko.niigata.jp">http://www.city.myoko.niigata.jp</a>

1 「看護学生」が利用できる支援制度(奨学金)										
市町村名	名称	対象者	(その他)	募集人数	募集時期	貸与月額	他との併用	返還免除	担当・問合せ先	備考(返還免除内容等)
上越市	上越市奨学金	全ての大学・専修学校		20名程度	令和8年4月1日(水)から 令和8年4月30日(木)	4万円	可※	無	教育委員会 学校教育課 就学支援係 025-545-9244	上越学生寮奨学金との併用は不可 保護者の住所が上越市の人に限りません。 所得要件、成績要件あり。 返還期間は貸し付けを受けた期間の3倍以内。(無利子・返還の猶予制度あります。)
	上越学生寮奨学金	大学生、大学院生、学術研究者	上越市、妙高市、糸魚川市のいずれかの市に3年以上住所を有した人で、かつ、そこに所在する中学校または高等学校を卒業した人のうち、学業に優れた学生等	未定(令和7年度実績:6名)	令和8年3月2日(月)から4月10日(金)まで	大学生:7万円 大学院生・学術研究者:10万円	可※	無	教育委員会 教育総務課 企画係 025-545-9262	「上越市奨学金」との併用は不可 既に貸付決定を受けた期間がある場合、貸付期間は通算して6年間を限度とします。
	上越市定住促進奨学金	市内に居住する30歳未満の者で、市外の大学、大学院、高等専門学校(専攻科を含む)、専修学校(専門課程に限る)に在学し、公共交通機関(鉄道、路線バス等)の通学定期券を利用して通学する者		上限なし(基金の範囲内)	随時	通学定期券購入費の合計額(上限額6万円/月)	可※	有※	総合政策部 多文化共生課 025-520-5674	他の制度と併用される場合は、事前に相談してください。 返還期間中に市内に居住しながら就業している場合は、返還額の3分の2相当額を免除します。
	上越地域医療センター病院看護職員奨励金	看護系のみ		2名	令和8年4月1日(水)～15日(水)	5万円(限度額)	不可	有※	健康福祉部 地域医療推進課 025-520-5700	上越地域医療センター病院看護職員奨励金以外の奨学金の貸与等を受けている場合は、交付対象者としません。 免除要件は看護師養成施設を卒業した日から1年以内に看護職員の免許を取得し、当該免許取得後、奨励金の交付を受けた期間に1.5を乗じて得た期間以上の期間、センター病院に引き続き勤務すること。
糸魚川市	糸魚川市医療技術者・介護従事者修学資金貸与事業	条例で定める医療技術者※①	条例で定める医療技術者※①	若干名(予算の範囲内)	随時	3万円または5万円	可※②	有※③	糸魚川市 健康増進課 電話025-552-1511	※①条例で定める看護師(保健師・助産師)等医療技術者の資格を取得するための大学・短大・専門学校等に在学し、将来糸魚川市内で医療技術者として業務に従事しようとする者。 ※②当市Uターン修学資金返済支援事業補助金と糸魚川市医療ふるさと就職応援事業補助金は併用不可 ※③卒業後、61月以内に市内医療機関等に従事し、従事期間が貸与期間の1.5倍に達すると全額免除。
佐渡市	佐渡市奨学金	全ての大学・専修学校	備考に記載	予算の範囲内	令和8年1月9日(金)～2月20日(金)	年額60万円	不可	有※	佐渡市教育委員会学校教育課 0259-58-7351	日本学生支援機構の奨学金(第二種)の申請をし、採用とならなかった場合に申請可。 ※本人が死亡したとき、又は障害を残す負傷・疾病を負ったときは奨学金の全部又は一部の返還を免除することがある。
	佐渡市看護職員奨学資金貸与制度	全ての大学・専修学校		予算の範囲内	令和8年4月1日(水)～4月24日(金)	入学金の全額、授業料の全額、月額5万円	可※	有※	佐渡市市民生活部 健康医療対策課医療対策係 0259-63-3115	本市の他の奨学金との併用不可。 奨学資金の貸与終了後、10年の期間内に継続して5年間、佐渡市に住所を有し、かつ市内の医療機関等に医療技術者として就労した場合、貸与額の全額を免除 ※医療技術者奨学資金の貸与決定を受けた奨学生の方については、返還終了まで従前制度を適用